

第 2 3 期 第 2 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
アラスカ会館 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	富 田 重 基
	〃	古 川 今日志
	〃	川 山 光 則
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	伊 藤 大 作
	〃	山 縣 勝 彦
	〃	菊 谷 尚 久
	〃	竹ヶ原 公
	〃	永 瀬 めぐみ
	欠席委員	東 信 行
県 側	水産振興課	副 参 事
	〃	総括主幹
	〃	主 幹
	〃	技 師
	鯿ヶ沢水産事務所	水産普及課長
	むつ水産事務所	副 所 長
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長谷川 清
	技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された

議案第2号：漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案について

→原案どおり答申することに決定された

議案第3号：日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について

→立石委員を互選することに決定された

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第2回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第23期第2回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、大変御多忙の中、御出席をいただきまして感謝しております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項1件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える14名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方から指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、川山委員と田村委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明いたします。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

議案第1号につきまして、県の方から補足説明させていただきます。

資料の方はめくっていただいて、2ページ目を御覧いただければと思います。

今回もまた先月と同様に表の上の方に記載してございます制限措置の項目のうち、主な項目についての概要を説明させていただきたいと考えております。

2ページ目から3ページ目にかけてですけれども、今回の漁業種類については、なまこ固定式刺し網漁業でございます。

一番右の欄であります備考欄の方には書いてありますとおり、許可の有効期間は本年

の10月から令和10年4月までとなっておりまして、3年の許可期間ということで、今回のこの方針ということでございます。

2ページ目の方は、大きく分けまして、上段、中段、下段と3つの段になっておりますけれども、全てこちらは、むつ市漁協の関係でありまして、西共第53号共同漁業権漁場の区域ですとか、同じく西共第51号の共同漁業権漁場の区域というふうに、むつ市漁協の共同漁業権の区域でありまして、それぞれ操業区域など異なっているということでございます。

許可すべき船舶等の数は、上段から順に8隻、中段が19隻、下段が15隻となっております。むつ市漁協関係の合計で計42隻となっております。

続いて、次の3ページ目でございますけれども、こちらは、操業区域が西共の第49号の共同漁業権漁場の区域ということで、漁業を営む者の資格としては、その共同漁業権の組合員行使権者ということになっており、こちらの方は、横浜町漁協の組合員ということをご想定してございます。

許可すべき船舶等の数は53隻となっております。

今回の案件についての県からの補足説明は以上でございますけれども、ちょっと補足して説明させていただきますと、全体、柴田委員の方から質問がございました、これは前回の諮問案件ですけれども、えびかご漁業の実績がどのくらいあるかというふうな御質問があったんですけれども。こちらにつきましては、時間が経って申し訳ないですけれども、確認したところ、1年間で5,800キロ余りの漁獲ということでございました。

うち、具体的なえび類が3,800キログラムということで、約3分の2相当がえび類の漁獲ということでございましたので、御報告させていただきます。

県からの説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

皆さん、何か御質問、御意見はないでしょうか。

それでは、御意見、御質問等ないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任、お願いいたします。

次に議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

それでは説明いたします。

議案第2号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読みあげます。

諮問書

特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和7年5月12日付け7水管第371号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規程に基づき、貴委員会に意見を求めます。

なお、定めるに当たり、字句の訂正等、軽微な変更がある場合は、御了承願います。

以上となりますが、これも漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

堀内会長

それでは、県の方から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 山田総括主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 山田総括主幹

それでは、議案第2号について補足説明いたします。

配付資料2枚目、3ページ、4ページを御覧ください。

令和7年5月12日付け 農林水産大臣から、本県に該当するものとして、まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定より、県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するものです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

まさば及びごまさば太平洋系群についての当初配分については、現行水準となっております。これは、各魚種の年配分数量を示さず、目安数量を示すことで、県の資源管理方針である青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

3ページ目にある国からの通知では、目安数量も示されております。この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、県から助言・指導を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

続いて、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群及びまだら北海道太平洋については、令和6年7月から新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1に取り組んでおりましたが、令和7年7月からは、TAC管理のステップ2が開始することになります。

ステップ2における当初配分については、試験水準となっております。これは、TAC管理のステップ2の段階においては、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について具体的な配分数量は設定せず、試行的な配分を行って管理するものです。

なお、都道府県及び大臣管理の各区分には、管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年、または5か年の漁獲実績の比率（シェア）の平均値を乗じて算出した数量が施行目安数量として提示されています。

ステップ2においても、ステップ1と同様に試行目安数量を超えたとしても採捕停止命令等がかかるものではありませんので御理解ください。

参考資料として、国が示すTAC管理のステップアップの考え方について、3枚目、5ページに添付しておりますので後ほど御覧ください。

以上が知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

何か御質問、御意見等はありませんでしょうか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

それでは、異議なしの声がありましたので、議案第２号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第２号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和７管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いいたします。

次に議案第３号「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

まず、広域漁業調整委員会でございますが、都道府県の区域を越えた広域的な問題を処理するため、全国を太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の３ブロックに分けて委員会を設置し、農林水産大臣の監督の下、年数回委員会が開かれているものでございます。

本委員会が関係する日本海・九州西広域漁業調整委員会では、太平洋クロマグロや山口北西海域トラフグなどに関する委員会指示、日本海西部、九州西海域マサバなどの広域魚種の資源管理などが審議されており、西部海区委員会の代表として、立石委員がこれまで務めていただいているところでございます。

次に議案第３号資料の１ページ目を御覧ください。

これは、県の水産振興課長から会長あての依頼文でございます。

件名と本文の一部を読み上げます。

日本海・九州西広域漁業調整委員会の互選委員の互選結果の報告について（依頼）
このことについて、令和7年4月30日付け水管第297号で水産庁資源管理部漁獲管理官から別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴委員会において漁業法第153条第2項第1号に基づく広域漁業調整委員会の互選委員1名を互選し、その委員の履歴書及び互選の際の議事録を添付し御報告ください。となっております。

以上のとおりでして、令和7年9月30日で今期の委員が任期満了となるため、漁業法の規定に基づき、10月以降の4年間を任期とする委員の互選を依頼されているものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

堀内会長

県の方から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

県の方からの補足説明はございません。ただ今、事務局長の方から説明していただいたとおりであり、県の方からは補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりました。

委員各位から日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選候補、または推薦する委員があればお願いいたします。

山縣委員

はい。

堀内会長

はい、どうぞ。

山縣委員

また、立石さんを推薦したいと思います。

堀内会長

その他、皆さん、何か御意見はありませんでしょうか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

立石さん、よろしいでしょうか。

それでは、本人も御了解いただいたということで、立石委員を互選することに決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

ありがとうございます。

それでは、議案第3号「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について」は、立石委員を互選することに決定いたします。

立石委員、一言御挨拶をお願いいたします。

立石委員

再度互選されましたので、一生懸命頑張ります。よろしくお願いします。

堀内会長

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」を事務局から報告をお願いいたします。

事務局 長谷川主幹専門員

事務局の長谷川です。

報告事項資料の1枚目を御覧ください。

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要をまとめております。

先月、5月12日に山口県山口市で開催され、当部委員会から松本会長、事務局からは、私、長谷川と傳法技師が出席いたしました。

4の（1）の令和6年度事業報告、収支決算書、剰余金処分案の承認については、原案どおり承認されました。

事業報告につきましては、東京で理事会総会、そして中央要望活動。熊本県で事務局長会議が行われ、4か所のブロック会議は、それぞれ東日本ブロックが愛知県、日本海ブロックは本県で行いました。西日本は大阪府、九州は福岡で行われました。

事務局研修は、広島で開催されました。

収支決算につきましては、収入が1, 499万余円、支出が785万8千余円
剰余金713万円余りにつきましては、本年度への繰り越しとなるそうです。

詳細につきましては、2ページから8ページの方にございますので、後ほど御覧いただければと思います。

次の(2)の令和7年度事業計画書案及び収支予算案の承認についても原案どおり承認されました。

事業計画として、例年どおり総会、理事会、7月には中央要望活動を行い、事務局
長会議は、秋田県で行うこととなっております。

ブロック会議につきましては、東日本ブロックが三重県、当西部海区が所属する日
本海ブロック会議は島根県で予定されております。

西日本ブロックは高知県、九州ブロックは大分県、事務局研修、職員研修会は11
月に鳥取県で行う予定です。

予算額については、収入が1, 362万8千余円、支出も同額となっており、今年
度の石川県の会費につきましては、昨年度に続いて免除ということで決まりました。

詳細につきましては、10ページから13ページを後ほど御覧いただければと思い
ます。

次に(3)の令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会要望書案につきましては、
14、15ページの案が承認され、7月23日に要望活動を行うこととしております。

東部委員会から松本会長が出席する予定となっております。

内容につきましては、7つの要望の詳細については、17ページから35ページま
で細かく書いておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして(4)の次期通常総会につきましては、資料にはございませんけれども、
次年度は東京開催となっております。

次の(5)の役員選出につきましては、36ページに一覧表がありますけども、その
案が全て承認され、東部委員会の松本会長が副会長に選任されました。

最後、(6)の令和7年度の連合会会長表彰については、39ページに一覧表がご
ざいますけども、委員が9名、事務局職員が1名表彰されました。

本県関係では、東部海区漁業調整委員会の中居委員が表彰されております。

説明は以上になります。 よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局からの報告が終わりました。

委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

何か御質問等ないでしょうか。

それでは、御質問等もないようですので、本日予定していた議事を全て終了し、以
上をもちまして、第23期第2回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時56分